

第1章 総 則

(名称と事務所)

第1条 本会は沖縄県立沖縄工業高等学校 PTA と称し事務所を同校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は県立沖縄工業高等学校の教育の発展を期すため、会員が協力して生徒の健全な成長発展を助けると共に会員相互の親睦と教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上に努める。

(会 員)

第3条 本会は県立沖縄工業高等学校在学生の保護者・本校教職員及び本会の主旨に賛同する者をもって会員とする。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 生徒の生活指導及び進路指導に関すること。
- (2) 生徒の学力向上に関すること。
- (3) 生徒及び会員の福利厚生に関すること。
- (4) 学校行事への協力に関すること。
- (5) 会員の研修及び親睦に関すること。
- (6) その他。

第2章 機関及び会議

(機 関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 評議員会
- (3) 常任委員会
- (4) 各種委員会

(総 会)

第6条 総会はその年度の5月末までに開く。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

- 2 緊急やむを得ざる場合は評議員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合次期総会において報告しなければならない。
- 3 総会において次の事項を行なう。
 - (1) 当該年度の事業計画及び予算・決算の承認
 - (2) 会則の改廃
 - (3) 会務の報告
 - (4) 会長・副会長の承認
 - (5) その他、必要と認める事項

(評議員会)

第7条 評議員は各学級の保護者から3名以上選出し、会長がこれを委嘱する。(学級PTA役員を兼ねる)

- 2 評議員会は各学級の評議員、学校職員(教頭・教務部(2名)・生徒指導部・進路指導部・学年主任(代表1名)・カウンセラー、各1名)で構成し会長が必要と認めたときに随時に開催することができる。
- 3 評議員会は次の事項を行う。
 - (1) 当該年度の事業計画及び予算決算の審議
 - (2) 補正予算の審議及び決定
 - (3) 会則改廃の審議
 - (4) 会長・副会長の承認
 - (5) その他、緊急を要する事項の審議及び決定

(常任委員会)

第8条 常任委員会は第11条(1)～(6)までの役員で構成し随時開催することができる。

2 常任委員会は次の事項を行なう。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 予算の編成及び決算書の作成 | (4) 緊急事項の処理 |
| (2) この会の事業の立案計画 | (5) その他、必要な会務の処理 |
| (3) 評議員会に提出する報告書の作成 | |

第9条 総会・評議員会・常任委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

(各種委員会)

第10条 各種委員会は総会・評議員会及び常任委員会の決定事項の執行にあたり委員長が必要と認めるとき随時に開催することができる。

2 各種委員会の組織及び活動は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会 PTA行事の企画立案・実施、学校教育の支援並びに各種委員会の支援に関すること。
- (2) 広報委員会 PTA新聞の発刊、その他広報活動に関すること。
- (3) 生活指導委員会 学校及び諸機関との連携を密にした生徒の生活指導に関すること。
- (4) 母親委員会 学校三大大行事の支援や季節行事(激励昼食会・卒業生へのコサージュ作り)に関すること。
- (5) 進路委員会 生徒の進路支援(各種研修会・講話への参加および生徒・保護者への情報提供、進路指導部との連携)に関すること。

以上、常設の委員会は5委員会とし必要に応じて家庭教育支援委員会を設置することができる。家庭教育支援委員会は家庭教育等に困っている保護者に対する助言、支援に関すること。
(専門機関への照会等を行うことができる。)

第3章(役員)

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名(学校長)
- (2) 会長 1名(会員)
- (3) 副会長 6名(P5名、教頭)
- (4) 事務局長 1名(教頭)
- (5) 各種委員会正副委員長〔委員長1名、副委員長3名(副委員長の1名は学校職員)〕
- (6) 幹事 3名(事務長及び学校職員2名)

(役員を選出)

第12条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 顧問は学校長をもってあてる。
- (2) 会長・副会長は評議員会において会員の中から選出し総会の承認を得る。
- (3) 事務局・幹事は学校職員をもってあてる。
- (4) 各種委員会の正副委員長は当該委員会の委員の中で互選する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1か年とする。但し再任することができる。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第14条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 顧問は本会の会務について助言を行なうことができる。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統轄し、会議を招集しその議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 事務局長は、本会の事務を統轄する。
- (5) 幹事は本会の事務を処理する。

(役員会)

第15条 会長は本会目的達成のため、役員会を召集することができる。

2 役員会は次の者で構成する。

(1) PTA会則第11条(1)～(4)に規定する役員及び会長が必要と認めた会員。

第4章 会計

(会費等)

第16条 本会は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の会員は年額5,400円とする。ただし、必要に応じてその他の経費を徴収することができる。

(1) 職員が保護者である場合は、保護者としての会費のみを徴収する。

(2) 兄弟姉妹が在籍する場合は、1人分のみを徴収する。

(3) 休学中の生徒については会費を免除する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

(監事及び会計監査)

第18条 監事の委嘱及び職務は次のとおりとする。

(1) 監事は役員及び旧会員の中から4名(学校職員・事務長)を選出し、会長がこれを委嘱する。

(2) 監事は会計の監査を行い、評議員会及び総会に報告しなければならない。

(会計職員)

第19条 本会運営のためPTA会計職員をおくことができる。

(帳簿)

第20条 本会は次の帳簿を備えるものとする。

(1) 会員名簿

(2) 会則

(3) 会計簿

(4) 役員名簿

(5) その他必要な帳簿

第5章 補則

(補則)

第21条 本会則は評議員会の審議を得て総会の決議により改廃する。

第6章 細則

(細則及び諸規程)

第22条 会長は会務を処理するため常任委員会に諮って必要な細則及び諸規程を定めることができる。

附則 1 本会則は昭和33年6月7日よりこれを実施する。

14 本会則は平成27年4月26日に改正し、4月1日より運用する。

15 本会則は平成29年4月30日に改正し、4月1日より運用する。

16 本会則は令和2年1月30日に改正し、4月1日より運用する。